

つくばみらい市訓令第2号

つくばみらい市行政改革推進本部要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月23日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市行政改革推進本部要綱の一部を改正する訓令

つくばみらい市行政改革推進本部要綱（平成18年つくばみらい市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「本部長、副本部長及び本部員」を「つくばみらい市庁議等規程（平成18年つくばみらい市訓令第1号）第2条第1項に規定する庁議の構成員」に改め、同条第2項を削り、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は市長をもって充て、本部を総括する。
- 4 副本部長は副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。
別表第1を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。